

東京地方裁判所委員会報告

～裁判所の外国人対応について～

東京地方裁判所委員会 委員 第二東京弁護士会会員 増田 径子(48期) ●Michiko Masuda

令和2年2月12日、第49回東京地方裁判所委員会が開催されました。

1. はじめに、刑事部裁判官より、以下のとおり外国人被告人の刑事裁判について説明がありました。

在留外国人が増加し、相当数の外国人事件が発生する中で、被告人の権利保障と適正な裁判の実現のために、法廷通訳は極めて重要となっています。

平成30年の全国の地裁・簡裁で終局した被告人54,862人(東京8,506人)のうち、通訳事件は3,757人(東京1,401人)、15人に1人(東京6人に1人)の割合でした。

裁判員裁判では、判決が言い渡された被告人1,027人(東京170人)のうち、通訳事件は135人(東京29人)、8人に1人(東京6人に1人)の割合でした。

通訳言語の割合は、中国語32%、ベトナム語26.7%、タガログ語6.8%、ポルトガル語、英語、タイ語、その他の順になっていて、近年ベトナム語の件数が急増しています。

通訳人は、事件ごとに裁判官が、通訳人候補者名簿の登録者(通訳専門家、大学の先生、語学学校の講師等)から選任します。

裁判所は、通訳人のプライバシー保護のため、氏名・住所等をあらかじめカードに記載してもらい、法廷で言わなくてすむようにしたり、検察官や弁護人に事前に法廷で読み上げる書面を通訳人に渡してもらうよう協力依頼し、簡潔平易な言葉で尋問するよう工夫してもらったり、裁判員裁判では集中審理による負担軽減のため通訳人を複数人選任する等、配慮しています。また、法廷通訳人の経験に応じて各種研修も行っています。

2. 続いて、民事部裁判官より、以下のとおり民事裁判手続における外国人への対応について説明がありました。

窓口相談等のために来庁した外国人には、外国語で記載された当事者提示用シートを利用して、使用言語や来庁目的等を定型文で質問、チェック式で回

答してもらい、裁判所から送られた書類があれば、その意味内容を説明しています。平成25年創設の外国人等サポートスタッフ制度により、サポートスタッフ(外国語ができる裁判所職員、令和元年6月現在38名)が対応する場合があります。

国際取引や外国人在留関係に関する事件等における外国人に対する尋問の場面では、東京地裁で年間80件弱の法廷通訳の利用があります。通訳人の人選は公平の見地から裁判所が行いますが、当事者の推薦による場合もあります。

3. 最後に、質疑応答・意見交換が行われました。

裁判所窓口での外国人対応の範囲についての質問に対しては、裁判所が出した書面の意味内容や制度・手続の説明はできるけれども、法律相談になる場合は、法テラス等を案内するとのことでした。

法廷通訳人報酬についての質問に対しては、法定の旅費日当のほかに支払われる通訳料の基準はなく、1時間あたり1万数千円程度、難易度等に応じて各裁判官が決めているということでした。

このほか、裁判所からは、翻訳しやすいように通訳人に法律専門用語対訳一覧表を渡していることや、起訴状送達に際しては翻訳文を添付している等の紹介がありました。

委員からは、裁判所からの呼出状等定型的な文書に翻訳文を併記してほしい、通訳が必要であるが原告より時間的に余裕のない被告を裁判所でサポートする制度が必要ではないか、裁判制度等について多言語によるパンフレットを備えてほしい、自動翻訳機の導入を検討したらどうか等の意見が出ました。

今回は令和2年6月10日、テーマは「犯罪被害者の保護について」です。

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者(第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259)までご連絡ください。